

まつだい地域振興会規約

平成 24 年 2 月 16 日 全部改正

第 1 章 総則

(名称及び活動拠点の所在地)

第 1 条 本会は、まつだい地域振興会と称し、活動拠点の所在地を十日町市松代庁舎とする。

(目的)

第 2 条 本会は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行うことを目的とする。

(地域)

第 3 条 本会の地域は、松代中学校区とする。

(事業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関する調査・研究、地域情報の発信等に関する事業
- (2) 教育、文化、伝統継承等に関する事業
- (3) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (4) 福祉、健康づくり、環境保全等に関する事業
- (5) 産業、観光交流、定住促進等に関する事業
- (6) 地域の各種事業の請願・要望に関する事
- (7) 地域内の集落、団体、その他関連機関との連絡調整
- (8) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第 5 条 本会の会員は、第 3 条で規定する地域内に居住する住民及び協力団体とする。

2 前項の協力団体の選考については、別に定める細則による。

第 2 章 組織

(組織)

第 6 条 本会に、代議員を置く。代議員は、別表 1 に掲げる各地区振興会から選出された者及び協力団体から選出された者とする。

2 本会に、総会及び理事会を置く。

3 本会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（総会）

第7条 総会は、本会の最高議決機関であり、代議員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改定に関する事
- (2) 会費に関する事
- (3) 事業計画及び予算に関する事
- (4) 市長その他の市の機関から意見を求められた事項に係る審議及び意見の具申に関する事
- (5) その他、本会において特に重要と認められる事

3 総会は、次の事項を承認する。

- (1) 事業報告及び決算報告に関する事
- (2) 十日町市松代地域振興基金の活用に関する事
- (3) その他本会全般に関する事

（理事会）

第8条 理事会の理事は、総会において代議員から別表2の基準により選任する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行う事
- (2) 協力団体を別に定める細則により選考する事
- (3) 専門部会の改廃及び専門部会間の調整を図る事
- (4) 十日町市松代地域振興基金の活用を審議する事
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する事

3 理事会は、総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行することができるものとする。

4 理事会は、必要に応じ、理事以外の会員及び会員以外の有識者の出席を求め、その意見を求めることができるものとする。

（専門部会）

第9条 専門部会の構成は、代議員及び協力団体から選出された者がこれに当たる。

ただし、会長・副会長は、専門部会の構成員とならない。

2 部会長及び副部会長は、当該部会の理事の中から選出する。

3 部会長は、会議の議長となり、部会で協議する事項及び実施事業について、事務局長を通じて会長に適宜報告しなければならない。

4 部会の書記は、部会長がこれを指名する。

5 部会の改廃は、理事会で決議し、総会の承認を得るものとする。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 1名
 - (3) 理 事 13名 (会長・副会長を含む)
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 会計責任者 1名
 - (6) 監 事 2名
- 2 会長及び副会長は、理事の中から代議員の選挙により選任する。
- 3 事務局長及び監事は、代議員以外から理事会において推薦し、総会において選任する。
- 4 会計責任者は、事務局長が兼務する。
- 5 本会に、松代地域選出議員を顧問として置くことができる。

(役員の仕事)

第11条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。また、総会及び理事会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の企画調整を図る。
- (4) 事務局長は、事務局を統括し、専門部会と理事会の調整を行う。
- (5) 会計責任者は、会計事務を統括する。
- (6) 監事は、年1回以上会計及び会務を監査し、総会に報告する。
- (7) 顧問は、本会から相談があった時、的確なアドバイスをし、請願陳情に際してできる範囲の協力を惜しまないものとする。

(代議員及び役員の仕事)

第12条 本会の代議員及び役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 役員の仕事の任期中に変更があった時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任期が満了した後においても後任者が就任するまではその職務を行う。

(報酬)

第13条 会長、副会長、理事、代議員、監事、事務局及び協力団体代表者に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、総会において決定する。

第4章 会議

(会議の招集)

第14条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第15条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 本会の運営を円滑に行うため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

第6章 会計

(会計)

第17条 本会の経費は、会費、負担金、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第18条 会費は、毎年度本会で定める額を世帯ごとに納入する。但し、災害等の特殊事情を考慮し、これを減免することができるものとする。

2 前項に掲げる世帯において、複数世帯が1戸住宅に同居する場合は、これを1世帯とみなす。但し、集合住宅には適用しないものとする。

3 協力団体の会費は徴収しない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第20条 本会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

第7章 その他

(雑則)

第21条 この規約の定めのほか、本会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

別表1 代議員選出基準（規約6条関係）

①各地区振興会から選出された者 19名

地区振興会名	地区振興会役員	地区推薦（うち女性）	計
松 代	1名	3名（1名以上）	4名
松代中部	1名	2名（1名以上）	3名
南 部	1名	1名（1名以上）	2名
峰 方	1名	1名（1名以上）	2名
伊 沢	1名	1名（1名以上）	2名
山 平	1名	2名（1名以上）	3名
奴 奈 川	1名	2名（1名以上）	3名

②協力団体から選出された者 6名

団体等の名称	人 数
観光協会まつだい支部	1名
社会福祉協議会松代支所	1名
松代建設業協会	1名
松代地区民生委員児童委員協議会	1名
松代町商工会	1名
松代町商工会（青年部）	1名

別表2 理事選出基準（規約8条関係）

①各地区振興会から選出された地区振興会役員 7名（各地区1名）

②各地区振興会から選出された女性の地区代表 3名

③協力団体から選出された者 3名

団体等の名称	人 数
観光協会まつだい支部	1名
松代地区民生委員児童委員協議会	1名
松代町商工会	1名